

静岡県中西部発達障害者支援センター連絡協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成17年7月8日付け障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業の実施について」において定められた連絡協議会に関し、平成24年4月5日障発第0405第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「発達障害者支援センター運営事業の実施について」の取扱いに基づき必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 連絡協議会の名称は、静岡県中西部発達障害者支援センター連絡協議会(以下「協議会」という。)とする。

(目的)

第3条 協議会は、静岡県中西部地域の(政令市を除く)の発達障害者に対し、福祉、保健、医療、教育、就労の各分野の支援が総合的に提供されるよう、各関係機関と情報を共有し、密接な連携を図るとともに、発達障害者に対する総合的なサービスの在り方を検討することを目的とする。

(実施内容)

第4条 協議会は次に掲げる事項について情報共有、検討を行う。

- (1) 県中西部地区の発達障害者の実態
- (2) 各関係施設及び関係機関の役割
- (3) 適切な支援の在り方
- (4) 関係施設及び関係機関の効果的な連携の在り方
- (5) 中西部発達障害者支援センターの業務の在り方
- (6) その他必要な事項

(組織)

第5条 協議会は別表1に掲げる者から静岡県中西部発達障害者支援センターが委嘱する委員をもって組織する。

2 委員は、20人以内をもって組織する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第7条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は協議会を代表し、会議を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会は会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、静岡県中西部発達障害者支援センターにおいて行う。

(個人情報の保護)

第10条 委員及び関係機関の職員は、協議会の職務を通じて知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

別表 1

区 分	委員
当事者団体	静岡県自閉症協会代表
	静岡県 LD 等発達障がい児・者親の会「きんもくせい」代表
	手をつなぐ育成会代表
医療	地域総合病院代表
	静岡県立こども病院
幼児・療育	児童発達支援センター代表
	幼稚園・保育園代表
福祉	相談支援事業所代表
	地域自立支援協議会代表
	中央児童相談所
労働	労働局
	障害者就業・生活支援センター
教育	小学校・中学校代表
	高等学校代表
行政	静岡県障害者支援局障害福祉課
その他	学識を有する者

- ・会長が必要があると認めたとときに出席を求めることができる者は、行政（市町、保健所）、有識者、その他発達障害に関する支援を行っているもの等とする。